

令和 8 年 1 月 14 日

京都市防災会議委員様

京都市防災会議会長  
京都市長 松井孝治

### 京都市地域防災計画の修正について（御報告）

平素は、本市防災行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 12 日に開催いたしました令和 7 年度京都市防災会議において、一部保留とさせていただいた京都市地域防災計画の修正について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御報告いたします。また、NTT 西日本株式会社様から呼称の変更に伴う追加の修正意見がありましたので、併せて修正したことを御報告いたします。御確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

#### 記

##### 1 取扱い

京都市防災会議運営要綱第 3 条（専決処分）による修正  
別添「京都市防災会議運営要綱」参照

##### 2 修正内容

(1) 議題 1-1 「第 1 節 防災の理念等」（案）について  
別紙 1 のとおり

(2) 追加修正

別紙 2 「震災対策編 新旧対照表（追加分）」のとおり  
別紙 3 「一般災害対策編 新旧対照表（追加分）」のとおり

問合先：京都市防災会議事務局  
(京都市行財政局防災危機管理室)

担当：糸・吉川  
TEL : 075-222-3210  
FAX : 075-212-6790  
E-mail : [bosai@city.kyoto.lg.jp](mailto:bosai@city.kyoto.lg.jp)

## 別添

### 京都市防災会議運営要綱

制定 昭和38年8月5日

#### (趣 旨)

第1条 この要綱は、京都市防災会議条例第6条の規定に基づき、京都市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

#### (会 議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (専決処分)

第3条 会長において会議を招集する暇がないと認めるときその他のやむを得ない事情により会議を招集することができないとき又は会議が処理すべき事項のうち軽易なものにあっては、会長は専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

#### (委員会)

第4条 専門の事項を審査するため、会議に委員会を置くことができる。

#### (庶 務)

第5条 会議の庶務は、行財政局防災危機管理室が処理する。

#### (その他)

第6条 その他必要な事項は、その都度会議にはかって決定する。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和48年6月1日）

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成9年4月1日）

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

## 第1節 防災の理念等

### 1 防災の理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することである。京都市においては、防災を行政上最も重要な施策として位置付けている。

災害の未然防止を図ることに加え、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「防災と減災」を、防災の基本理念とする。

防災対策の実施に当たっては、地域住民、地域団体、市民団体、地域企業、行政機関といったさまざまの主体が、それぞれに備え、自助（セルフサポート）、共助（コミュニティサポート）、公助（パブリックサポート）の役割を明確にし、的確に実施していくことが重要である。あわせて、これらの主体が相互に連携・協働し、防災・減災・復興に取り組んでいく必要がある。また、人的資源や行政機能が徐々に縮小していく将来を見据え、市役所・区役所が「結節点」として多様な主体と対話を重ねて社会総がかりで共に課題の解決に協働して取り組む「新しい公共」の考え方のもと幅広い主体との連携を進めるとともに、新たな団体や活動の組成を積極的に促すとともに、これらと既存の取組を有機的に接続していくことが求められる。

### 2 背景

京都のまちは、長い歴史の中で幾度もの戦乱を経験し、その都度、復興を遂げてきた。また、過去四半世紀の間においても自然災害や感染症の脅威を経験しながら立ち直ってきた。その土台には歴史のなかで育んできた重層的なひとつのつながりがある。自治会や自主防災組織等の地縁組織による地域活動を基礎として、危機に直面しても屈することなくそれを乗り越え、粘り強く元の状態へと回復してきたしなやかさが、「地域力」「市民力」として根付いている。

一方で、近年は若年層の流出等による人口動態の変化により、地域における人間関係の弱体化のみならず、住民自治の伝統や支え合いの精神、さらにはそれらの実践の希薄化が懸念されている。さらに、観光客や外国人の増加など防災をめぐる社会構造の変化に加え、気候変動や自然災害の激甚化、感染症の流行などにより、防災・減災対策の重要性が高まり続けている。

京都市では「京都市レジリエンス戦略」に基づいて、レジリエンスの視点から政策の点検・強化を進めるとともに、京都が誇る「地域力」「市民力」を更に高めることで、SDGsの達成と「レジリエント・シティ京都」の実現を目指してきた。あわせて、SDGs、レジリエンス、地方創生の更なる融合により、しなやかに強く、持続可能な魅力あふれる都市の実現に取り組んできた。

そのような中、令和6年に発生した能登半島地震を踏まえ、国の災害対応の在り方ワーキンググループの報告では、災害関連死防止のための避難生活環境の整備等、被災者支援の強化が指摘された。また、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換、甚大な被害やリソース不足を補うためのNPOや民間企業等との連携強化、将来の人口動態など社会的特性を踏まえた事前防災や復興事前準備等の必要性が認識されたところである。

### 3 計画の目的

京都市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づき策定するものである。

本計画は、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地盤の液状化、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、航空機等による集団的大事故若しくは大規模なインフラ障害等により生ずる被害に対処するため、京都市防災会議が市域にかかる防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定めるものである。本計画に基づき、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上を目的として自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を講じ、もって防災体制の万全を期することを目的とする。

## 第1節 防災の理念等

### 1 防災の理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することである。京都市においては、防災をの行政上最も重要な施策として位置付けているである。

災害の未然防止を図ることに加え、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「防災と減災」を、防災の基本理念とする。

防災対策の実施に当たっては、地域住民、地域団体、市民団体、地域企業、行政機関といったさまざまな主体が、それぞれに備え、自助（セルフサポート）、共助（コミュニティサポート）、公助（パブリックサポート）としての役割を明確らかにし、的確に実施していくことが重要である。あわせてとともに、これららの主体が相互に連携・協働し、防災・減災・復興に取り組んでいく必要がある。また、人的資源や行政機能が徐々に縮小していく未来を見据えにおいては、市役所・区役所が「結節点」として多様な主体と対話を重ねて社会総がかりで共に課題の解決に協働して取り組む「新しい公共」の考え方のもとによる幅広い主体との連携を進めるとともに、新たな団体や活動の組成を積極的に促すとともに、これらと既存の取組を有機的に接続していくかなければならぬことが求められる。

### 2 背景

京都のまちは、長い歴史の中で幾度もの戦乱を経験し、その都度、復興を遂げてきた。また、過去四半世紀の間においても自然災害や感染症の脅威を経験し、ながら立ち直ってきた。が、その土台には歴史のなかで育んできた重層的なひとつのつながりがある。自治会や自主防災組織等の地縁組織による地域活動をが基礎としてなり、危機に直面しても、屈することなくそれを乗り越え、粘り強く元の状態に戻るへと回復してきたしなやかさが、「地域力」「市民力」として根付いている。

一方で、近年は、若年層の流出等による人口動態の変化により、地域における人間関係の弱体化のみならず、だけではなく住民自治の伝統や支え合いの精神と、さらにはそれらの実践の双方の希薄化が懸念されている。さらに、観光客や、外国人の増加など防災をめぐる社会構造がの変化していることに加え、気候変動や自然災害の激甚化、感染症の流行などにより、防災・減災対策の重要性が高まり続けている。

京都市では「京都市レジリエンス戦略」に基づいて、レジリエンスの視点によるから政策の点検・強化を進めるとともに、京都が誇る「地域力」「市民力」のを更なるに高めることで強化により、SDGsの達成と「レジリエント・シティ京都」の実現を目指してきた。あわせてとともに、SDGsと、レジリエンス、地方創生の更なる融合により、しなやかに強く、持続可能な魅力あふれる都市の実現を目指してきたに取り組んできた。

そのような中、令和6年に発生した能登半島地震を踏まえ、我が国の災害対応の在り方ワーキンググループの報告では、災害関連死防止のための避難生活環境の整備等、被災者支援の強化が指摘された。また、や「場所（避難所）」の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換、甚大な被害やリソース不足を補うためのNPOや民間企業等との連携強化、将来の人口動態など社会的特性を踏まえた事前防災や復興事前準備等の必要性が認識されたところである。

### 3 計画の目的

京都市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づき策定するものである。

本計画は、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地盤の液状化、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、航空機等による集団的大事故もしくは並びに、大規模なインフラ障害等により生ずる被害に対処するため、京都市防災会議が市域にかかる防災に關し、市及び防災関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定めるものであつて、この本計画に基づき、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上を目的として自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を講じ取り、もつて防災体制の万全を期することを目的とする。

頁	旧	新	修正理由																				
143	<b>第25節 ライフライン施設の機能確保</b> <b>■ 計画の目的</b> <p>電気、ガス、<u>電信電話</u>、上下水道などのライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が災害により被害を受け、機能が低下した場合、都市生活に大きな影響が生じる。</p> <p>(略)</p>	<b>第25節 ライフライン施設の機能確保</b> <b>■ 計画の目的</b> <p>電気、ガス、<u>電気通信</u>、上下水道などのライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が災害により被害を受け、機能が低下した場合、都市生活に大きな影響が生じる。</p> <p>(略)</p>	呼称の変更																				
145	<b>25-3 電信電話施設の災害予防（NTT西日本株式会社）</b> <b>■ 基本方針</b> <p><u>電信電話</u>施設の地震による故障発生を未然に防止し、また故障が発生した場合において、<u>電信電話</u>施設や回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信サービスの確保を図る。</p>	<b>25-3 電気通信施設の災害予防（NTT西日本株式会社）</b> <b>■ 基本方針</b> <p><u>電気通信</u>施設の地震による故障発生を未然に防止し、また故障が発生した場合において、<u>電気通信</u>施設や回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信サービスの確保を図る。</p>																					
153	<b>1 オープンスペース利用計画の策定</b> <p>(略)</p> <p>(3) 「応急・復旧対策用」オープンスペース利用計画の策定（文化市民局 文化市民総務課、建設局各所属、上下水道局総務課、交通局企画総務課、<b>ライフライン事業者等</b>）</p> <p>ア 地域内輸送拠点</p> <p>イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、<u>電信電話</u>、上水道、下水道、鉄道、道路等）</p>	<b>1 オープンスペース利用計画の策定</b> <p>(略)</p> <p>(3) 「応急・復旧対策用」オープンスペース利用計画の策定（文化市民局 文化市民総務課、建設局各所属、上下水道局総務課、交通局企画総務課、<b>ライフライン事業者等</b>）</p> <p>ア 地域内輸送拠点</p> <p>イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、<u>電気通信</u>、上水道、下水道、鉄道、道路等）</p>																					
346	<p>(オープンスペース利用計画の内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「応急・復旧対策用」オープンスペース</td> <td>           ア 物資集積・搬送拠点            イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、<u>電信電話</u>、上水道、下水道、鉄道、道路等）         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、 <u>電信電話</u> 、上水道、下水道、鉄道、道路等）	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(オープンスペース利用計画の内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「応急・復旧対策用」オープンスペース</td> <td>           ア 物資集積・搬送拠点            イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、<u>電気通信</u>、上水道、下水道、鉄道、道路等）         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、 <u>電気通信</u> 、上水道、下水道、鉄道、道路等）	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、 <u>電信電話</u> 、上水道、下水道、鉄道、道路等）																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、 <u>電気通信</u> 、上水道、下水道、鉄道、道路等）																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						

## 令和7年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）追加分

頁	旧	新	修正理由																				
47	<b>第4節 ライフライン施設等の災害予防</b> <b>■ 計画の目的</b> <p>電気、ガス、<b>電信電話</b>、上下水道などのライフライン施設や鉄道などの都市交通施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が風水害や火災等により被害を受け、機能が低下した場合、都市生活に大きな影響が生じる。</p> <p>(略)</p>	<b>第25節 ライフライン施設等の災害予防</b> <b>■ 計画の目的</b> <p>電気、ガス、<b>電気通信</b>、上下水道などのライフライン施設や鉄道などの都市交通施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が風水害や火災等により被害を受け、機能が低下した場合、都市生活に大きな影響が生じる。</p> <p>(略)</p>	呼称の変更																				
49	<b>6 突発事故防止対策</b> <p>(略)</p> <p>(2) 工事実施中の対策        ア 工事着工前に必ず関係箇所（ガス、水道、<b>電信電話</b>等）に連絡を取り、地下埋設物の有無、ルート、深さ等を調査し、工事による損傷の防止に努める。</p>	<b>6 突発事故防止対策</b> <p>(略)</p> <p>(2) 工事実施中の対策        ア 工事着工前に必ず関係箇所（ガス、水道、<b>電気通信</b>等）に連絡を取り、地下埋設物の有無、ルート、深さ等を調査し、工事による損傷の防止に努める。</p>																					
50	<b>4－3 電信電話施設の災害予防（NTT西日本株式会社）</b>	<b>4－3 電気通信施設の災害予防（NTT西日本株式会社）</b>																					
241	<p>(オープンスペース利用計画の内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「応急・復旧対策用」オープンスペース</td> <td>           ア 物資集積・搬送拠点            イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、<b>電信電話</b>、上水道、下水道、鉄道、道路等）         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、 <b>電信電話</b> 、上水道、下水道、鉄道、道路等）	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(オープンスペース利用計画の内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「応急・復旧対策用」オープンスペース</td> <td>           ア 物資集積・搬送拠点            イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、<b>電気通信</b>、上水道、下水道、鉄道、道路等）         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、 <b>電気通信</b> 、上水道、下水道、鉄道、道路等）	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、 <b>電信電話</b> 、上水道、下水道、鉄道、道路等）																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア 物資集積・搬送拠点 イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、 <b>電気通信</b> 、上水道、下水道、鉄道、道路等）																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						